

## 【国民年金からのお知らせ】～年金受給権者が死亡したときは届出が必要です～

年金受給権者が死亡したときは、次の届出が必要となりますので、忘れずに手続きを行ってください。

### ■年金受給権者死亡届

死亡した日から14日以内に、年金受給権者死亡の届出を行わなければなりません。  
届出を行わず過払いとなった場合は、返還請求の対象となりますのでご注意ください。

年金受給権者の死亡に伴い、以下の年金を遺族が請求できる場合があります。

#### ①未支給年金

死亡した月までの年金のうち未支給があるときに、その年金を請求できる場合があります。  
請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他の3親等内の親族で、受けられる順序もこのとおりです。

#### ②遺族厚生年金

老齢厚生年金の受給権者が死亡したときに、請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。  
※遺族厚生年金については、受給資格、受給要件が個々に変わりますので、詳細についてはお問合せください。

問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

## 【税務署からのお知らせ】～消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催について～

平成31年10月に実施される、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

内容 ①軽減税率制度（軽減対象品目、帳簿・請求書等の記載方法、税額計算など）の概要  
②軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

対象者 全ての事業者の方

日時 10月19日（木） 1回目：午後2時～3時 / 2回目：午後6時～7時

会場 余市経済センター 2階ホール（黒川町3丁目114番地）

※会場の収容人数には限り（100名程度）がありますので、満席の際には入場できない場合があります。予めご了承ください。お車でお越しの際には、有料駐車場（町営駐車場）をご利用ください。

主催・共催 余市税務署・余市町・余市商工会議所

問合せ 余市税務署 調査部門 ☎25-1002（直通）

## ヤフー株式会社と災害に係る情報発信等に関する協定を締結

この度、町はヤフー株式会社と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

この協定により、災害時に町ホームページへのアクセスが集中した場合に閲覧の不具合を防いだり、ヤフー防災速報アプリで町からの災害情報を受信することができるようになります。

ヤフー防災速報アプリは、町が発令する避難情報や地震・津波などの気象警報、弾道ミサイルの発射情報などを受信することができます。突然の集中豪雨への備えには、豪雨予報の通知が便利です。



▲Y! 防災速報アプリはこちらから



問合せ 地域協働推進課 防災グループ ☎21-2142

## 余市町の空間放射線量率の状況

空間放射線量率は「**平常レベル**」でした

測定日：8月24日～9月21日  
最高値：46nGy/h  
最低値：37nGy/h  
平均値：39nGy/h

※直近の測定結果については、町ホームページでご覧いただけます。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びています。  
平常時に測定される「空間放射線量率」は10～60ナノグレイ毎時（nGy/h）程度で、雨が降ると一時的に上昇する場合があります。

問合せ 地域協働推進課 ☎21-2142